

佐賀県告示第80号

佐賀県個人情報保護条例第20条第1項の規定により口頭により開示請求できる個人情報(平成14年佐賀県告示第166号)の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月27日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所	開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
略				略			
佐賀大学医学部佐賀県推薦入学試験第1次選考	略			佐賀大学医学部佐賀県推薦入学試験第1次選考	略		
佐賀県立総合看護学院入学者選抜試験	科目別得点、総合得点及び順位	合格発表の日から1か月間	佐賀県立総合看護学院				
佐賀県調理師試験	科目別得点及び総合得点	〃	健康福祉部健康増進課				
毒物劇物取扱者試験	〃	〃	健康福祉部薬務課	毒物劇物取扱者試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1か月間	健康福祉部薬務課
略				略			
佐賀県介護支援専門員実務研修受講試験	総合得点	合格発表の日から1か月間	健康福祉部長寿社会課	佐賀県介護支援専門員実務研修受講試験	総合得点及び分野別得点	合格発表の日から1か月間	健康福祉部長寿社会課
略				略			